

内閣総理大臣 菅 直人 様
文部科学大臣 高木 義明 様
原子力経済被害担当大臣
海江田 万里 様

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

この度の東北地方太平洋沖地震に伴い、福島第一原子力発電所において発生した原子力災害については、県内はもとより県外においても甚大な被害をもたらしている。

周辺地域からの避難や屋内退避を余儀なくされた住民は避難先において不便な生活を強いられているとともに、地域経済と雇用を支える事業者においても、未だ事業再開の見通しが立たない状況にあり、水道水や野菜等の摂取制限、出荷制限、米の作付け制限、さらには農林水産物や加工食品、工業製品、観光産業等における風評被害も発生し、原子力災害の影響はますます拡大している。

このような中、原子力損害の賠償を円滑に進めるため、「原子力損害賠償紛争審査会」が設置され、審議が開始されたところであるが、国による避難・屋内退避区域を超えた広範囲において放射線の見えない恐怖に長期間さらされている本県の実情も踏まえ、東京電力(株)はもとより、国が全責任を持って賠償・補償することを前提に、下記について確実に対応するよう強く要望する。

記

1. 賠償等に関する指針の策定に当たっては、原子力災害の収束が見えない中、現段階における損害のみで断定することなく、長期的な視点に立って起こりうる被害等についても確実に指針に盛り込むこと。
2. 被害は県内全体に及んでいるため、県内全域を賠償等の対象とすること。
3. 風評被害や精神的苦痛、営業的損害などについても幅広くとらえ、賠償等の対象とすること。
4. 役場機能移転等の被害も生じていることから、自治体が被った損害も賠償等の対象とすること。
5. 被災者等の速やかな救済及び広範な損害の十分な賠償等のため、指針は段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること。
6. 被災者や被災自治体等の意見を十分に聞くこと。
7. 上記項目の対応に当たっては、現行法の枠組みにとらわれることなく、法改正や特別法の制定等も視野に置きながら、被災者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。

平成23年4月21日

福島県知事 佐藤 雄平